

3

令和 7 年第 5 回
多治見市議会定例会
議 案 説 明 資 料

令和 7 年 11 月 21 日

目 次

報第22号	専決処分の報告について	1
報第23号	専決処分の報告について	1
報第24号	専決処分の報告について	1
報第25号	専決処分の報告について	1
報第26号	専決処分の報告について	1
議第120号	多治見市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 を制定するについて	1
議第121号	多治見市議会議員及び多治見市長の選挙における自動車の使用及びポス ターの作成の公営に関する条例及び多治見市議会議員及び多治見市長の選挙 におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正するについて	2
議第122号	多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の 一部を改正するについて	3
議第123号	多治見市職員定数条例の一部を改正するについて	3
議第124号	多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一 部を改正するについて	4
議第125号	多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正するについ て	5
議第126号	多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正するについて	5
議第127号	多治見市一般旅券収入印紙等購買基金条例の一部を改正するについて	7
議第128号	多治見市手数料条例の一部を改正するについて	8
議第129号	多治見市子育て支援会議条例の一部を改正するについて	8
議第130号	多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するについて	8
議第131号	多治見市霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて	9
議第132号	多治見市火入れに関する条例の一部を改正するについて	11
議第133号	多治見市屋外広告物条例の一部を改正するについて	11
議第134号	多治見市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正 するについて	12
議第135号	多治見市火災予防条例の一部を改正するについて	13
議第136号	多治見市水道事業給水条例等の一部を改正するについて	14
議第137号	令和7年度多治見市一般会計補正予算（第3号）	
議第138号	令和7年度多治見市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	
議第139号	令和7年度多治見市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	
議第140号	令和7年度多治見市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
1	令和7年度会計別補正予算表	17
2	令和7年度一般会計予算（補正第3号）の主要内容	18
3	令和7年度一般会計税等内訳一覧表	24

4	令和7年度一般会計予算（補正第3号）の主要内容（継続費・繰越明許費・債務負担行為）	25
5	特別会計の主な事業内容	32
6	財政判断指数の見込み	33
議第141号	指定管理者の指定について	34
議第142号	岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について	34
議第143号	岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について	35

報第22号 専決処分の報告について

令和7年6月3日午後5時頃、市内笠原町地内の私有地において、隣接する本市所有の山林から強風により木が倒れ、当該私有地内の倉庫の屋根の一部を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を令和7年9月22日、787,050円と定めた。

〔過失割合：市側100%、相手側0%〕

報第23号 専決処分の報告について

令和7年6月16日午前11時頃、市内笠原町地内の私有地において、隣接する市有地の立木が倒れ、当該私有地において資材置き場として使用する上屋の屋根の一部を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を令和7年9月22日、506,000円と定めた。

〔過失割合：市側100%、相手側0%〕

報第24号 専決処分の報告について

市が令和7年3月5日に試算した令和7年度国民健康保険料額を参考に、社会保険の任意継続を終了して国民健康保険へ加入したところ、試算時に相互に総所得金額等の確認不足があったことから、実際の国民健康保険料額が社会保険を継続していた場合の任意継続保険料額より高額となり、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を令和7年10月16日、38,760円と定めた。

〔過失割合：市側50%、相手側50%〕

報第25号 専決処分の報告について

令和7年10月15日午前4時30分頃、市内美山町地内において、市道414100線を南方向へ走行していた車両が同線上に倒れていた枯木に衝突し、当該車両のフロントバンパー、左フェンダー、左フォグランプ等を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を令和7年11月5日、69,747円と定めた。

〔過失割合：市側20%、相手側80%〕

報第26号 専決処分の報告について

令和7年7月11日午後2時40分頃、市内昭栄町地内において、木の伐採作業の現地確認のため本市職員（道路河川課所属）が公用車（道路維持作業用自動車）を路肩に停車しようとして公用車を後進させたところ、後方にあった防犯灯に接触して防犯灯を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を令和7年11月12日、83,798円と定めた。

〔過失割合：市側100%、相手側0%〕

議第120号 多治見市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するについて

1 制定趣旨

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めることとする。

※ 乳児等通園支援事業：保育所その他の施設において、乳児又は幼児（以下「乳児等」という。）であって満3歳未満のものに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳児等とその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談及び保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業

2 主な制定内容

(1) 条例で定める基準は、乳児等通園支援事業を利用している乳児等が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が適切な遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助を行うことにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする（第2条関係）。

(2) 乳児等通園支援事業の一般原則を定める（第3条関係）。

3 施行日 公布の日

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第1号関係）】

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正により乳児等通園支援事業が創設された。改正後の児童福祉法第34条の16において、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について、内閣府令で定める基準に従い、条例で定めることとされたため、標記条例を制定することとする。

【市民参加状況報告（市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係）】

パブリック・コメント手続

[案 件] 多治見市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するについて

[実施期間] 令和7年10月10日から同年11月10日まで 意見なし。

議第121号 多治見市議会議員及び多治見市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び多治見市議会議員及び多治見市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正に合わせ、市議会議員選挙及び市長選挙における選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるため、所要の改正を行う。

2 改正内容

(1) 多治見市議会議員及び多治見市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正〔第1条〕

選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額（単価にポスターの作成枚数を乗じて得た額）を引き上げる（第2条関係）。

改正後	改正前
$\frac{316,250 \text{ 円} + 586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$	$\frac{316,250 \text{ 円} + 541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$

- (2) 多治見市議会議員及び多治見市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正〔第2条〕

選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げる（第2条及び第4条関係）。

改正後	改正前
8 円38銭×作成枚数	7 円73銭×作成枚数

3 施行日 公布の日

議第122号 多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨及び改正内容

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、住登外者の登録・管理を行う「住登外者宛名番号管理機能」が共通の機能として実装されることとなり、当該機能を扱う事務について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項に規定する個人番号の利用（以下「独自利用」という。）及び同法第19条第11号に規定する特定個人情報の提供に関して条例に定める必要があるため、所要の改正を行う。

※ 住登外者：市の住民基本台帳に登録はないが、行政サービス上、記録しておく必要がある個人

(1) 独自利用事務の追加（別表第1関係）

住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加する。

(2) 独自利用事務で利用する特定個人情報の追加（別表第2関係）

住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）を追加する。

(3) 特定個人情報の提供を行う事務及び提供する特定個人情報の追加（別表第3関係）

市から教育委員会へ情報提供を行うものとして、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務及び住登外者宛名情報を追加する。

2 施行日 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日

議第123号 多治見市職員定数条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨及び改正内容

令和8年4月1日から令和12年4月1日までの職員の定員について、第6次定員適正化計画策定に伴い、職員定数を次のとおり改める（第2条関係）。

事務部局及び機関の区分		定数	
		改正前	改正後
市長の事務部局	一般の部局の職員	552人	592人
	水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の職員	43人	41人
議会の事務部局		6人	(改正なし)
選挙管理委員会の事務部局		兼 5人	(改正なし)
監査委員の事務部局		5人	(改正なし)
教育委員会の事務部局		30人	31人
教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の事務部局		29人	22人
農業委員会の事務部局		2人	(改正なし)
固定資産評価審査委員会の事務部局		兼 5人	(改正なし)
公平委員会の事務部局		兼 5人	(改正なし)
消防機関		113人	116人
合計		780人	815人

2 施行日 令和8年4月1日

【市民参加手続の有無及び状況（市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係）】

パブリック・コメント手続

[案 件] 第6次定員適正化計画の策定及び定数条例の改正について

[実施期間] 令和7年10月20日から同年11月10日まで

[寄せられた意見と市の回答]

(意見の要旨) 令和12年度以降見込まれている大量退職は、デジタル化による人員削減の機会である。職員の補充は不要ではないか。

(市の回答) デジタル化・DXにより生まれた時間や人員は、多様化・複雑化する行政課題や市民ニーズの対応に充てることを想定しています。

議第124号 多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

令和7年人事院勧告における一般職職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げに準じ、市議会議員の期末手当支給割合を改める。

2 改正内容

期末手当の支給割合を次のとおり改める（第5条関係）。

(単位：月分)

区分	改正前	改正後	
		令和7年度	令和8年度以降
6月	2.275	2.275	2.300

12月	2. 275	2. 325	2. 300
合計	4. 550	4. 600	4. 600

- 3 施行日 令和7年度分 公布の日（令和7年12月1日から適用）
令和8年度以降分 令和8年4月1日

議第125号 多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

令和7年人事院勧告における一般職職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げに準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当支給割合を改める。

2 改正内容

期末手当の支給割合を次のとおり改める（第5条関係）。

（単位：月分）

区分	改正前	改正後	
		令和7年度	令和8年度以降
6月	2. 275	2. 275	2. 300
12月	2. 275	2. 325	2. 300
合計	4. 550	4. 600	4. 600

- 3 施行日 令和7年度分 公布の日（令和7年12月1日から適用）
令和8年度以降分 令和8年4月1日

議第126号 多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正するについて

1 改正趣旨

令和7年人事院勧告に基づき、民間給与との較差の解消のための国家公務員の給与改定に準じ、次の関係条例について所要の改正を行う（給料表の改定並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げ）。

- （1）多治見市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）
- （2）多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年条例第28号）
- （3）多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年条例第29号）
- （4）多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第25号）

2 改正内容

- （1）多治見市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の一部改正〔第1条・第2条〕
 - ア 宿日直手当の支給額を改める（第18条の2関係）。
 - イ 期末手当及び勤勉手当の支給割合を改める（第18条の4及び第18条の7関係）。

一般職職員（特定管理職員を除く。）

（単位：月分）

区分		改正前	改正後	
			令和 7 年度	令和 8 年度以降
期末	6 月	1. 25	1. 25	1. 2625
	12 月	1. 25	1. 275	1. 2625
	合計	2. 50	2. 525	2. 525
勤勉	6 月	1. 05	1. 05	1. 0625
	12 月	1. 05	1. 075	1. 0625
	合計	2. 10	2. 125	2. 125

一般職職員（特定管理職員）

（単位：月分）

区 分		改正前	改正後	
			令和 7 年度	令和 8 年度以降
期末	6 月	1. 05	1. 05	1. 0625
	12 月	1. 05	1. 075	1. 0625
	合計	2. 10	2. 125	2. 125
勤勉	6 月	1. 25	1. 25	1. 2625
	12 月	1. 25	1. 275	1. 2625
	合計	2. 50	2. 525	2. 525

定年前再任用短時間勤務職員（特定管理職員を除く。）

（単位：月分）

区 分		改正前	改正後	
			令和 7 年度	令和 8 年度以降
期末	6 月	0. 70	0. 70	0. 7125
	12 月	0. 70	0. 725	0. 7125
	合計	1. 40	1. 425	1. 425
勤勉	6 月	0. 50	0. 50	0. 5125
	12 月	0. 50	0. 525	0. 5125
	合計	1. 00	1. 025	1. 025

定年前再任用短時間勤務職員（特定管理職員）

（単位：月分）

区 分		改正前	改正後	
			令和 7 年度	令和 8 年度以降
期末	6 月	0. 60	0. 60	0. 6125
	12 月	0. 60	0. 625	0. 6125
	合計	1. 20	1. 225	1. 225
勤勉	6 月	0. 60	0. 60	0. 6125
	12 月	0. 60	0. 625	0. 6125
	合計	1. 20	1. 225	1. 225

ウ 一般職給料表を改める（別表第1関係）。

※給料表改定 令和7年4月1日：遡及適用

(2) 多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正〔第3条〕

ア 特定任期付職員給料表を改める（別表第1関係）。

イ 一般任期付職員給料表を改める（別表第2関係）。

(3) 多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正〔第4条・第5条〕

ア 期末手当の支給割合を改める（第6条関係）。

(単位：月分)

区 分		改正前	改正後	
			令和7年度	令和8年度以降
期末	6月	2.30	2.30	2.325
	12月	2.30	2.35	2.325
	合計	4.60	4.65	4.65

イ 第1号任期付研究員給料表を改める（別表第1関係）。

ウ 第2号任期付研究員給料表を改める（別表第2関係）。

(4) 多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正〔第6条〕

(1)に伴い、給与条例から引用する部分を改めるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改める（第20条及び第20条の2並びに第30条及び第30の2関係）。

(単位：月分)

区 分		改正前	改正後	
			令和7年度	令和8年度以降
期末	6月	0.70	改正なし	0.7125
	12月	0.70		0.7125
	合計	1.40		1.425
勤勉	6月	0.50		0.5125
	12月	0.50		0.5125
	合計	1.00		1.025

3 施行日

給料表の改定 ((1)ア、ウ、(2)ア、イ、(3)イ・ウ)

令和7年度分 公布の日（令和7年4月1日から適用）

期末手当・勤勉手当の改定 ((1)イ、(3)ア、(4))

令和7年度分 公布の日（令和7年12月1日から適用）

令和8年度以降分 令和8年4月1日

議第127号 多治見市一般旅券収入印紙等購買基金条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨及び主な改正内容

岐阜県証紙条例を廃止する等の条例（令和6年岐阜県条例第55号）が令和8年1月1日に施行されることに伴い、本市での岐阜県収入証紙の販売取扱いを終了することから、所要の改正を行う。

- (1) 基金名を「多治見市一般旅券収入印紙購買基金」に改め、岐阜県収入証紙に関する規定を削る（題名、第1条及び第3条関係）。
- (2) 基金の額を600万円から400万円に改める（第2条関係）。

2 施行日

令和8年1月1日。ただし、(2)については、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日。

議第128号 多治見市手数料条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨及び改正内容

建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第310号）による建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の一部改正（令和7年9月3日公布、同年11月1日施行）に伴い、引用法令の項ずれを改める（別表関係）。

- (1) 別表51の5の項（建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第1項〔道路に2m以上接する〕の適用に関わる既存建築物の敷地等と道路との関係の特例の認定申請手数料）で引用する建築基準法施行令第137条の12第6項を同条第11項に改める。
- (2) 別表51の6の項（建築基準法第44条第1項〔道路内の建築制限〕の適用に関わる既存建築物に係る道路内の建築制限の特例の認定申請手数料）で引用する建築基準法施行令第137条の12第7項を同条第12項に改める。

2 施行日 公布の日

議第129号 多治見市子育て支援会議条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条に規定する条例で定める合議制の機関（多治見市子育て支援会議）で処理する事務として「特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関する事項を処理すること」が追加されたことに伴い、多治見市子育て支援会議の所掌事務を改める等所要の改正を行う。

2 主な改正内容

多治見市子育て支援会議の所掌事務に「特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関し意見を述べること」を加える（第2条関係）。

3 施行日 令和8年4月1日

議第130号 多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨及び主な改正内容

事業活動に伴う廃棄物の処理について、市長から一般廃棄物又は産業廃棄物の処理の承認（以下「処理承認」という。）を受けた事業者のうち、一部の者によ

る不適切な廃棄物の搬入事案（以下「不適切事案」という。）が発生している。不適切事案によって、設備の修理や操業停止の事態に陥るおそれがあり、廃棄物処理センターの安定的な運営のため、不適切事案への措置として、処理承認の取消し規定を新設する。

- （１） 処理承認を受けた事業者が、一般廃棄物の処理業務に支障を来すおそれがあるものとして規則に定める行為をした場合、処理承認に付した条件に違反する行為をした場合には、市長は事業者に対し警告を行う（第10条の２関係）。
- （２） （１）による警告を受けた事業者が、当該警告を受けた日から起算して６箇月以内に再び（１）の行為をした場合、市長は処理承認を取り消すものとする（第10条の３第１項関係）。
- （３） （２）による処理承認の取消しの日から起算して１年が経過する日までの間は、市長は処理承認をしないものとする（第10条の３第３項関係）。

２ 施行日 令和８年４月１日

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第１号関係）】

- １ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）において、市は一般廃棄物の処理の実施者とされており、多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成５年条例第４号。以下「条例」という。）において、市長は一般廃棄物の処理業務に支障を来さない範囲内において、承認した事業者に関し、事業活動に伴って生じた一般廃棄物又は市が定める産業廃棄物の受け入れをしている。
- ２ 条例第８条第１項又は第10条第１項の規定により、市長による一般廃棄物又は産業廃棄物処理の承認を受けた事業者は、その承認書（以下「処理承認書」という。）を廃棄物処理センター（以下「センター」という。）で提示することにより、センターに搬入の都度、廃棄物の詳細な内容検査を受けることなく搬入することができる。処理承認書の提示による廃棄物の搬入は、市の事務の効率化及び事業者その他センターを利用する者の利用を円滑にすることができることから、平成19年度から運用をしており、平成27年度以降は年１回の搬入でも必須とする運用をしている。
- ３ 近年、一部の事業者による不適切事案が発生している。この場合、ごみピット内から廃棄物を取り出して除去する作業等が発生することがあり、廃棄物の処理に支障を来す事態が生じている。また、万が一設備が故障した場合には設備の修理のために一定期間センターを閉鎖せざるを得ない事態に発展する恐れがあり、不適切事案への措置について新たに規定を設けることとする。

【市民参加手続の有無及び状況（市民参加条例第７条第３項、議会基本条例第13条第４号関係）】

パブリック・コメント手続

〔案 件〕 事業系廃棄物処理承認取消しの実施について

〔実施期間〕 令和７年７月１日から同月31日まで 意見なし。

議第131号 多治見市霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて

１ 改正趣旨及び主な改正内容

多治見市平和霊園、多治見市北市場霊園及び多治見市森下霊園に係るえい地の使用権の規定及び永代使用料の見直し等所要の改正を行う。

- (1) えい地の使用権について、未承継区画の使用権の消滅に関する規定を「相続人等が承継の申請を10年間行わないとき」に改める（第21条関係）。
- (2) えい地の永代使用料について、3霊園ごとに算出方法が異なるものを面積単価による算出方法に統一する。面積単価は、80,000円/㎡（昭和63年度から平成8年度までの造成費用の総額を造成面積の合計で割った額）とする（第9条第1項及び別表第1から別表第4まで関係）。

2 施行日

令和8年4月1日。ただし、(2)については、同年7月1日。

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第1号関係）】

本市の3霊園における課題について、次のとおり改正することとする。

1 霊園ごとに異なるえい地永代使用料の統一

- (1) 昭和62年のえい地永代使用料改定後38年が経過し、その間多治見市平和霊園において造成を行っているが、えい地永代使用料の改定は行っておらず、人件費、物価等が上昇している中で使用料体系が時勢に合わなくなっている。
- (2) 霊園のえい地永代使用料の算定は造成費の按分で行われてきた経緯があり、霊園ごとに算出根拠が異なるため、同じ面積であっても霊園ごとにえい地永代使用料が異なる。昭和62年の改定の際は、多治見市平和霊園の造成費59,000円/㎡を基に、多治見市平和霊園及び多治見市北市場霊園のえい地永代使用料を50,000円/㎡とした。

2 未管理のえい地の使用権消滅の基準（年限）の明確化

- (1) 現行では、えい地の使用権は使用者の死亡後、市長の許可を得て承継するか（第17条）、不要となったときは原状回復した上で返還すること（第18条）としている。
- (2) 核家族化による家族構成の変化や墓地に対する考え方の変化により、これまで同様に使用者死亡等による承継がされるとはいえない状況。今後承継されず、かつ相続人等が不明の無縁墳墓の増加が予想される。
- (3) (1)の手続きが行われず、かつ、管理がされない状態のえい地が現在50件程度あり、長年使用者となる者を探しているえい地もある。
- (4) 使用権の消滅の基準（年限）が明確でなく無縁墳墓の整理が妨げられているため、使用権消滅の基準を明確化する必要がある。

【市民参加手続の有無及び状況（市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係）】

パブリック・コメント手続

〔案 件〕 多治見市霊園の設置及び管理に関する条例、同施行規則の一部改正について

〔実施期間〕 令和7年9月29日から同年10月29日まで 意見なし。

議第132号 多治見市火入れに関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨及び主な改正内容

林野火災の予防上危険な気象状況になった場合に、市長が林野火災注意報等を的確に発令できるようにするため、多治見市火災予防条例（昭和48年条例第28号）に新たに林野火災注意報を規定することから、標記条例の火入れの中止条件に林野火災注意報の発令を加えることその他用語の修正を行う。

※ 林野火災注意報：市長は、気象の条件が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができることとされた（火災予防条例（例）の一部改正について（通知）（令和7年8月29日消防予第383号・消防特第159号））。

- （1） 火入れ中止の条件として、林野火災に関する注意報が発令された場合を追加する（第14条関係）。
- （2） 気象庁が空気の乾燥により災害が発生するおそれがあるとして発表する注意報である乾燥注意報に用語を改める（第14条関係）。

2 施行日 令和8年1月1日

議第133号 多治見市屋外広告物条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨及び主な改正内容

屋外広告物の老朽化による事故や漏電火災が全国で発生している状況を踏まえ、公衆に対する危害の防止を推進するため、管理義務の厳格化、義務の対象者の範囲の拡大、点検義務の規定の新設等所要の改正を行う。

- （1） 広告物等の許可を受けた者が、当該広告物等の変更の許可を要する場合について、「変更」（広告物等の表示面の変更をいう。）を明記する（第12条及び第30条関係）。
- （2） 広告物等の管理義務を努力義務から義務に厳格化し、義務者に所有者及び占有者を追加する（（5）において「広告物等の所有者等」という。）（第14条の2関係）。
- （3） 広告物等の広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者について、除却義務が発生する場合（その期限）を次のとおり新設する（第15条関係）。
 - ア 公衆に危害を及ぼすおそれがあるとき（遅滞なく）。
 - イ 広告物の表示又は掲出物件の設置が必要でなくなったとき（遅滞なく）。
- （4） 除却をしない者で罰金に処するものに、（3）イの規定を加える（第30条関係）。
- （5） 広告物等の所有者等の点検義務を新設し、有資格者による点検を義務付ける（第14条の3関係）。
- （6） その他用語の修正を行う（第3条、第5条、第7条、第13条及び第32条関係）。

2 施行日

- （6） 公布の日、（1）～（4） 令和8年10月1日、（5） 令和9年10月1日

【政策の背景及び提案までの経緯(議会基本条例第13条第1号関係)】

- 1 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めている。同法において、都道府県は、条例に定めるところにより、広告物等の制限(第2章)、監督((第3章)違反に対する措置、除却した広告物等の保管、売却又は廃棄)、屋外広告業(第4章)に関する事務を処理し、規制することができることとされている。また、都道府県は、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づく事務処理条例のほか、条例に定めるところにより、広告物等の制限・監督に係る条例の制定改廃を景観行政団体である市町村が処理することとすることができることとされている。本市では、この規定に基づき、平成21年度に標記条例を制定し、広告物等の制限及び監督等の事務を行っている。
※ 景観行政団体：景観法第98条の規定により都道府県に代わって景観行政事務を処理できる市町村
- 2 屋外広告物の所有者等に対し、実効性のある点検の実施と老朽化による倒壊・落下のおそれがある屋外広告物の速やかな撤去、改修等、適切な措置を講ずる必要性について、屋外広告物の安全性の確保を徹底するため、国は、「屋外広告物条例ガイドライン」を示している。
- 3 平成27年2月、札幌市においてビルの外壁に緊結された看板の一部が落下し、歩行中の女性の頭部に当たり重体となる事故が発生した。近隣では、平成30年9月に岐阜市で突出看板が強風の影響により落下、また愛知県においては、令和3年7月から令和4年9月までの間に3件の事故(老朽化による落下、漏電火災等)が発生している。
- 4 3を踏まえ、国のガイドラインを参考に標記条例の見直しを行うこととする。

【市民参加手続の有無及び状況(市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係)】

パブリック・コメント手続

[案 件] 多治見市屋外広告物条例の一部を改正するについて

[実施期間] 令和7年2月3日から同年3月5日まで 意見なし。

議第134号 多治見市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨及び主な改正内容

駐車場法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第43号。以下「改正政令」という。)の施行(令和8年4月1日)に伴い、特定用途(劇場、百貨店、事務所その他の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で、駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第18条で定めるものをいう。)に共同住宅が追加される。本市においては、現行の駐車場の附置義務を維持し、特定用途の定義から共同住宅を除く規定の整備等所要の改正を行う。

- (1) 共同住宅について、現行の規制を維持するため、一般用の駐車施設の附置台数の維持及び荷さばきのための駐車施設の附置義務について、特定用途の規定から共同住宅を除く（第2条及び第3条第1項関係）。
 - (2) 車椅子使用車駐車施設の車高に係る基準の追加及び規模の変更を行う（第7条第2項関係）。
 - (3) 荷さばきのための駐車施設の車高に係る基準の変更を行う（第7条第4項関係）。
- 2 施行日 令和8年4月1日（施行日以後に工事に着手された建築物の新築、増築又は用途の変更に係る駐車施設の附置及び管理について適用）

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第1号関係）】

- 1 施設周辺の路上駐車解消や道路交通の円滑化のため、駐車場法（昭和32年法律第106号。以下「法」という。）に基づき一定規模以上の建築物の新築又は増築の際、その敷地内に駐車施設を設置することが義務付けられている。対象となる建築物、附置義務台数等の具体的な基準は、条例において定めることとされている。
- 2 本市では、昭和46年10月に多治見駅周辺及び川南地域の駐車場不足が顕著な地区において、当該地区を法第20条第1項に規定する駐車場整備地区に指定した。この指定に合わせ、昭和47年4月に、店舗、事務所等の特定用途の建築物に対して駐車施設の整備を促すため、標記条例を制定した。
- 3 近年の社会経済情勢の変化（電子商取引等の増加等）による配送需要の増加及び路上駐車の高時間化に対応するため、共同住宅への荷さばき駐車施設の確保が必要となっていることから、改正政令により特定用途に共同住宅が追加された。
- 4 標記条例では、法第20条第1項に規定する特定用途に供する部分の床面積が2,000平方メートルを超える建築物は荷さばきのための駐車施設が必要と定めているが、本市では共同住宅への配送需要の増加等が円滑な道路交通を阻害するような状況でなく、改正政令を適用させることで、かえって共同住宅の建築の際に過度に駐車施設の附置を義務付けることとなるため、改正政令を適用させないこととする。

【市民参加手続の有無及び状況（市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係）】

パブリック・コメント手続

[案 件] 多治見市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正するについて

[実施期間] 令和7年9月8日から同年10月8日まで 意見なし。

議第135号 多治見市火災予防条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

- (1) 近年のサウナブームを背景に、多様化するサウナ設備の防火安全対策の見直しが行われ、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和7年総務省令第101号）及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔

距離に関する基準の一部を改正する件（令和7年消防庁告示第10号）が公布された。

- (2) 消防庁の検討会において、令和6年能登半島地震で発生した輪島市大規模火災を受けて、地震時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカーの普及の推進が提言された（輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書（令和6年7月公表））。
- (3) 消防庁の検討会において、令和7年大船渡市林野火災を受けて、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされ、火災予防条例（例）の一部改正について（通知）（令和7年8月29日消防予第383号・消防特第159号）が発出された。
- (4) 以上により、火災予防条例（例）（昭和36年11月22日自消甲予発第73号）の一部改正を踏まえ、火災予防上必要な措置について所要の改正を行う。

2 主な改正内容

- (1) 対象火気設備等として新たに「簡易サウナ設備」を定義し、その位置及び構造に関する基準を規定する（第8条関係）。
- (2) (1)以外の設備（現行第8条に定めるサウナ設備）を「一般サウナ設備」に改める（第8条の2関係）。
- (3) 「火災に関する警報」を消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項に基づくものであることを明確化する（第31条関係）。
- (4) 警報発令中における屋内での裸火の使用に係る制限（窓、出入口等の閉鎖）についての規定を削除する（第31条第7号）。
- (5) 住宅における火災の予防の推進のため普及を促進する物品、機械器具及び設備に感震ブレーカーを追加する（第31条の7）。
- (6) 林野火災の予防に係る章を新設し、同章に林野火災に関する注意報についての規定を新設する（第31条の8関係）。
- (7) 林野火災の予防を目的とした警報発令時における火の使用制限についての規定を新設する（第31条の9関係）。
- (8) 消防長へ届出を必要とする火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明確化する（第48条関係）。

3 施行日

令和8年1月1日。ただし、(1)(2)(5)については、同年3月31日。

議第136号 多治見市水道事業給水条例等の一部を改正するについて

1 改正趣旨

災害その他非常の場合に給水装置及び排水設備の早急な復旧を図るため、給水装置又は排水設備の工事を施行させる者として、上下水道事業の管理者である市長が指定した者以外の者に給水装置又は排水設備の工事を施行させることができる規定を設ける等所要の改正を行う。

※ 上下水道事業の管理者である市長が指定した者

- (1) 給水装置工事：多治見市水道事業給水条例（昭和33年条例第9号）第13条

第2項に規定する指定給水装置工事事業者

- (2) 排水設備工事：多治見市下水道条例（昭和44年条例第30号）第12条第1項及び多治見市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成11年条例第37号）第8条に規定する下水道工事指定店

2 改正内容

- (1) 多治見市水道事業給水条例の一部改正〔第1条〕

ア 災害その他非常の場合に管理者が必要と認めるときは、指定給水装置工事事業者以外の者（他の地方公共団体の長等又は他の地方公共団体の長等が水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による指定をした者）に工事を施行させることができる規定を追加する（第13条第3項関係）。

イ 指定給水装置工事事業者及びアの規定により工事を施行した者は、しゅん工後市の検査を受けなければならないとする規定を追加する（第13条第4項関係）。

- (2) 多治見市下水道条例の一部改正〔第2条〕

- (3) 多治見市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正〔第3条〕

災害その他非常の場合に管理者が必要と認めるときは、下水道工事指定店以外の者（他の地方公共団体の長等が指定をした者）に工事を施行させることができる規定を追加する（多治見市下水道条例第12条及び多治見市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第8条関係）。

3 施行日 公布の日

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第1号関係）】

- 1 令和6年1月に発生した能登半島地震では、多くの家屋で給水装置・排水設備が破損し、指定給水装置工事事業者や下水道工事指定店自身も被災したことにより、工事を施行する者が不足し、復旧が遅れる原因の一つとなった。
- 2 本市でも給水装置又は排水設備に係る工事は、それぞれ上下水道事業の管理者である市長が指定した者に限り行うことができることを条例に規定しており、現行の規定のままでは災害その他非常の場合に工事を施行できる者が不足する事態が想定される。
- 3 これらの状況を踏まえ、令和7年4月22日付けで国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長発出通知及び同局上下水道企画課長発出通知において、災害その他非常の場合に他の地方公共団体の長等が指定をした者に工事を施行させることができる規定の整備について標準条例等が示されたことを踏まえ、標記条例を改正することとする。

【市民参加手続の有無及び状況（市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係）】

パブリック・コメント手続

〔案 件〕 多治見市水道事業給水条例の一部改正について

〔実施期間〕 令和7年8月14日から同年9月16日まで 意見なし。

[案 件] 多治見市下水道条例の一部改正について

[実施期間] 令和7年8月14日から同年9月16日まで 意見なし。

議第137号 令和7年度多治見市一般会計補正予算（第3号）

議第138号 令和7年度多治見市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第139号 令和7年度多治見市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第140号 令和7年度多治見市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年度 会計別 補正予算表

(単位:千円)

議案番号	会計名	補正番号	補正前の額	補正額	補正後の額
議第137号	一般会計	補正第3号	51,559,977	465,904	52,025,881
議第138号	国民健康保険事業特別会計	補正第2号	11,137,366	1,458	11,138,824
議第139号	介護保険事業特別会計	補正第2号	10,824,986	8,315	10,833,301
議第140号	後期高齢者医療特別会計	補正第2号	2,143,306	800	2,144,106
予	算 総 括 集 計		88,029,253	476,477	88,505,730

令和7年度一般会計予算（補正第3号）の主要内容

議第137号

(単位:千円)

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源			
					国庫支出金	地方債	その他	一般財源
1	全款	職員人件費等	人事異動(採用・退職を含む)に伴う人件費の減額 ※ 財源:国庫補助金、県補助金	△ 119,209	960			△ 120,169
2	全款	職員人件費等	人事院勧告に準じた給料及び期末・勤勉手当等の増額 ※ 給料…級別に2.8%～5.2%の増 ※ 期末・勤勉手当…0.05月分(再任用職員は0.025月分)の増	148,580				148,580
3	議会費	議員報酬等	①人事院勧告に準じた期末手当の増額(0.05月、621千円) ②現在の議員数での報酬等算出に伴う報酬等の減額(△10,096千円)	△ 9,475				△ 9,475
4	総務費	財政調整基金積立金	一般旅券収入印紙等購買基金の取り崩しに伴う、積立金の増額	2,000			2,000	
5	総務費	新本庁舎建設事業費	地方債メニューの変更による財源更正 ※ 全額、一般事業債 → 一部、緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%)、こども・子育て支援事業債(充当率90%、交付税措置率30%) ※ 継続費の財源変更あり			1,200		△ 1,200
6	総務費	駅北庁舎改修事業費	継続費の年割額変更に伴う委託料の減額及び地方債充当に伴う財源更正 ※ 財源:一般事業債 ※ 継続費の変更あり	△ 7,210				△ 7,210
7	総務費	人口対策戦略関係費	寄附者の意向に伴う財源更正 ※ 財源:企業版ふるさと応援寄附金				△ 526	526

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			一 般 財 源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8	総務費	大学誘致関係費	令和9年4月の移転開学に向けて、中京学院大学が実施する施設整備等事業に伴う補助金の追加等 ※ 財源：地域振興基金繰入金	80,130			80,000	130
9	総務費	地区事務所管理費	自治体システム標準化の施行に伴う、地区事務所等の証明書交付用FAXの修正・調整に係る委託料の増額	884				884
10	総務費	生活安全推進事業費	多治見警察署との「たじっこ見守り協定」締結に基づき防犯カメラを設置することに伴う工事請負費の追加 ※ 防犯カメラ本体(2台)は 寄附の予定	993				993
11	民生費	国民健康保険事業会計特別繰出金	福祉医療施策に伴う国庫負担金減額相当額に対する繰出金の増額	497				497
12	民生費	国民健康保険事業会計繰出金(人件費分)	職員人件費に係る国民健康保険事業特別会計予算に伴う繰出金の増額	458				458
13	民生費	介護保険事業会計人件費繰出金	職員人件費に係る介護保険事業特別会計予算に伴う繰出金の減額	△ 1,249				△ 1,249
14	民生費	介護保険事業会計一般事務費繰出金	介護保険事業特別会計の賦課徴収費の増に伴う繰出金の増額	269				269
15	民生費	介護保険システム等改修関係費繰出金	介護保険事業特別会計の介護保険システム等改修関係費の増に伴う繰出金の増額	4,648				4,648
16	民生費	高齢者見守り事業費	寄附採納に伴う財源更正				100	△ 100

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			一 般 財 源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
17	民生費	父子家庭医療給付事業費 (県単)	父子家庭医療給付事業に係る給付額見込み増に伴う扶助費の増額 ※ 財源：県補助金1/2	220	110			110
18	民生費	日常生活用具給付等事業費	日常生活用具等給付費のうち重度障害者への紙おむつ購入費用助成の見込み増に伴う扶助費の増額	1,088				1,088
19	民生費	訪問入浴事業費	訪問入浴事業費の見込み増に伴う扶助費の増額 ※ 財源：国庫補助金1/2、県補助金1/4	2,701	2,025			676
20	民生費	心身障害児通園事業費	児童発達支援センター「わかば」の指定管理委託料における、実績に応じて支払う処遇改善加算分の増に伴う委託料の増額	1,369				1,369
21	民生費	家庭児童相談室運営費	令和8年度福祉行政報告例の様式改正に伴うシステム改修に係る委託料の増額 ※ 財源：国庫補助率1/2	605	302			303
22	民生費	地域子育て支援ネットワークづくり事業費	第3回たじみこどもフェスタ開催に係る、寄附採納等に伴う財源更正 ※ 財源：子ども・子育て支援交付金、寄附金、諸収入(協賛金)		△ 960		1,005	△ 45
23	民生費	障害児通所支援事業費	障害児通所支援事業に係る給付額見込み増に伴う扶助費の増額 ※ 財源：国庫負担金1/2、県負担金1/4	163,635	122,725			40,910
24	民生費	保育所備品購入費	旭ヶ丘保育園の多治見市直営への移行に伴い、指定管理者から備品を買い取ることによる備品購入費の増額	409				409
25	民生費	保育所施設整備費	旭ヶ丘保育園の多治見市直営への移行に伴い、指定管理者が実施した工事等の簿価額相当分の補償による補償金の追加	1,322				1,322

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			一 般 財 源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
26	民生費	児童遊園地施設整備費	児童遊園廃止による遊具等撤去に伴う工事請負費の増額 ※ 財源：公共施設等適正管理推進事業債(集約化)(充当率90%、交付税措置率50%)	9,836		8,800		1,036
27	民生費	生活保護扶助費	生活保護扶助費の見込み増に伴う扶助費の増額 ※ 財源：国庫負担金3/4	87,895	65,919			21,976
28	衛生費	妊婦のための支援給付事業費	令和6年度決算による国庫補助金の精算に伴う財源更正		199			△ 199
29	衛生費	未熟児養育医療給付費	未熟児養育医療給付費に係る給付額見込み増に伴う扶助費の増額 ※ 財源：国庫負担金1/2、県負担金1/4	2,100	1,575			525
30	衛生費	過年度返還金(出産・子育て応援事業費)	令和6年度決算による国庫支出金の返還に伴う償還金の追加	681				681
31	農林水産業費	ため池整備県工事負担金	県営防災ため池に対する地元負担金の増額 ※ 財源：公共事業等債	3,000		2,700		300
32	農林水産業費	緑地法面維持管理費	緑地法面の危険木伐採に伴う委託料の増額	3,000				3,000
33	商工費	陶産地地場産業販路拡張対策費	寄附採納に伴う美濃焼振興事業に係る負担金の増額	2,000			2,000	
34	商工費	意匠研究所調査研究費	IAC国際陶芸学会総会への参加に伴う負担金の増額	280				280

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
35	商工費	意匠研究所施設整備費	陶磁器意匠研究所の研修棟等への空調機設置に伴う工事請負費の増額 ※ 財源:陶磁器技術振興基金繰入金	14,336			14,336	
36	土木費	中央自動車道跨道橋撤去事業費	中央自動車道跨道橋撤去事業(オ竹橋)について、NEXCOによる設計業務の早期実施に伴う負担金の増額 ※ 継続費の追加あり	2,400				2,400
37	土木費	道路橋りょう維持費	市内道路修繕の増等に伴う工事請負費の増額	5,000				5,000
38	土木費	かわまちづくり事業費	かわまちづくり事業地及び代替地に係る不動産鑑定に伴う委託料の追加	1,219				1,219
39	土木費	公園施設整備費	坂上湧水公園のせせらぎ整備等に伴う工事請負費の増額	8,245				8,245
40	消防費	防災倉庫整備事業費	寄附採納に伴う財源更正				500	△ 500
41	消防費	防災情報提供費	全国瞬時警報システム(Jアラート)の機器更新に伴う委託料の増額 ※ 財源:緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%)	2,625		2,600		25
42	教育費	奨学資金給付事業費(大学生向け)	寄附者の意向に伴う財源更正 ※ 財源:企業版ふるさと応援寄附金				△ 564	564
43	教育費	キャリア教育実施事業費	寄附採納により、精華小学校・協之島小学校・市之倉小学校においてJFA主催のこころのプロジェクト「夢の教室」事業を実施することに伴う委託料の増額 ※ 財源:企業版ふるさと応援寄附金	1,090			1,090	

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			一 般 財 源
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
44	教育費	小学校管理備品購入費	令和8年度の学級数増等への対応に伴う備品購入費の増額	3,046				3,046
45	教育費	小学校ICT整備事業費	①学習系ネットワークの機器更新に伴う備品購入費等の増額 19,536千円 ※ 財源:国庫補助金 ②令和8年度の学級増による大型電子黒板等の購入に伴う備品 購入費の増額 2,024千円	21,560	1,600			19,960
46	教育費	中学校管理備品購入費	経年劣化による備品の更新に伴う備品購入費の増額	713				713
47	教育費	中学校ICT整備事業費	学習系ネットワークの機器更新に伴う備品購入費等の増額 ※ 財源:国庫補助金	22,217	1,600			20,617
48	教育費	学校給食施設整備費	令和8年3月末の笠原中学校調理場閉鎖に係る備品撤去によ る、冷蔵庫類フロンの回収業務等に伴う委託料の追加	242				242
49	教育費	昭和小学校近接校対応調 理場施設整備費	昭和小学校近接校対応調理場の器具洗浄室の建具及び床の 補修に伴う工事請負費の追加	451				451
50	教育費	食育センター管理運営費	毎年4月上旬に実施している食育センター第一種圧力容器性能 検査について、次年度分の令和8年3月30日前倒し実施に伴う 委託料等の増額	1,303				1,303
合 計 (補正額総額)				465,904	196,055	15,300	99,941	154,608

令和7年度 一般会計税等内訳一覧表

(補正第3号)

内 容		(単位:千円)
1 市	税	金 額
2 地 方 譲 与 税	自動車重量譲与税	
	地方揮発油譲与税	
3 利 子 割 交 付 金		
4 配 当 割 交 付 金		
5 株式等譲渡所得割交付金		
6 法人事業税交付金		
7 地方消費税交付金		
8 ゴルフ場利用税交付金		
9 環境性能割交付金		
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金		
11 地 方 特 例 交 付 金		
12 地 方 交 付 税	普通 通 交 付 税	
	特 別 交 付 税	
13 交通安全対策特別交付金		
20 繰 入 金	財政調整基金繰入金	
	(うち 可処分)	
	(うち 災害留保分)	
21 繰 越 金		154,608
22 諸 収 入	市 預 金 利 子	
23 市 債 償 還	臨時財政対策債	
そ の 他 一 般 財 源		
合 計		154,608

令和7年度一般会計予算（補正第3号）の主要内容

(継 続 費)			(単位:千円)						
項 目	番 号	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額	財 源			内 訳
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
継 続 費 の 加 追	1	中央自動車道跨道橋撤去事業(才竹橋)	370,000	7	2,400				2,400
				8	3,600				3,600
				9	364,000		98,200	259,000	6,800
				計	370,000		98,200	259,000	12,800

(単位:千円)									
項目	番号	事業名	総額	年度	年割額	財源内訳			
						国県支出金	地方債	その他	一般財源
継続費の変更	1	変更前	11,936	6	1,194				1,194
				7	10,742				10,742
				計	11,936				11,936
		変更後	11,936	6	1,194				1,194
				7	3,532				3,532
				8	7,210		5,400		1,810
		計	11,936		5,400		6,536		

(単位:千円)

項 目	番 号	事 業 名	総 額	年度	年割額	財 源				内 訳
						国県支出金	地方債	その他	一般財源	
(参 考) (継 続 財 源 の 費 用 変 更)	1	変更前	264,816	6	7,202					7,202
				7	103,375		28,900			74,475
		新本庁舎新築設計事業	264,816	8	154,239		115,600			38,639
				計	264,816		144,500			120,316
				6	7,202					7,202
				7	103,375		30,100			73,275
	2	変更後	264,816	8	154,239		120,700			33,539
				計	264,816		150,800			114,016
		接続棟新築設計事業	6,632	6	664					664
				7	1,327					1,327
				8	4,641					4,641
				計	6,632					6,632
(繰 越 明 許 費)	繰越明許費の追加	児童遊園地施設整備費 (児童遊園遊具等撤去工事)	9,836	6	664					664
				7	1,327					1,327
				8	4,641		3,400			1,241
				計	6,632		3,400			3,232

(単位:千円)

項 目	番 号	事 業 名	金 額	財 源				内 訳
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	
繰越明許費の追加	1	児童遊園地施設整備費 (児童遊園遊具等撤去工事)	9,836		8,800		1,036	
	2	意匠研究所施設整備費 (研修棟等空調機設置工事)	14,336				14,336	
	3	公園施設整備費 (坂上湧水公園せせらぎ整備工事)	2,500				2,500	
	4	公園施設整備費 (虎溪用水更新工事)	2,400				2,400	

(繰越明許費)

(債務負担行為)

(単位:千円)

項 目	番 号	事 項	期 間	限 度 額	財 源				一 般 財 源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他		
債務負担行為の追加	1	児童発達支援センター障害支援請求システム使用料	令和8年度から令和12年度まで	3,607					3,607
	2	妊婦のための支援給付事業委託業務	令和8年度から令和10年度まで	126,840	124,179				2,661
	3	多治見駅北広場指定管理委託(追加分)	令和8年度から令和10年度まで	114					114
	4	小中学校学習用端末運用支援業務委託	令和8年度から令和12年度まで	44,419					44,419
	5	笠原中学校旧校舎産業廃棄物収集運搬業務委託	令和8年度	37,102					37,102
	6	養正交流センター指定管理委託(追加分)	令和8年度から令和11年度まで	136					136
	7	星ヶ台競技場第2種公認継続改修事業	令和8年度	117,117				46,400	70,717

(単位:千円)

項 目	番 号	事 項	期 間	限 度 額	財 源			内 訳
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
債務負担行為の変更	1	補正前	令和8年度	本会議の時間数に16,000円を乗じ消費税相当額を加算した額及び会議録のページ数に9円を乗じ消費税相当額を加算した額				限度額に同じ
		補正後	令和8年度	本会議の時間数に15,600円を乗じ消費税相当額を加算した額及び会議録のページ数に10円を乗じ消費税相当額を加算した額				限度額に同じ

(単位:千円)

項 目	番 号	事 項	期 間	限 度 額	財 源			内 容	一 般 財 源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他		
債務負担行為の変更	2	補正前	令和8年度	議会日より(8月号、2月号)1部当たり単価19.0円に部数を乗じ消費税相当額を加算した額、議会日より(5月号、11月号)1部当たり21.4円に部数を乗じ消費税相当額を加算した額、議会日より(5月臨時会発行)1部当たり単価7.3円に部数を乗じ消費税相当額を加算した額及び議会日より(対話集会概要版発行)1部当たり7.3円に部数を乗じ消費税相当額を加算した額					限度額に同じ
		補正後	令和8年度	議会日より(11月号)1部当たり25.9円に部数を乗じ消費税相当額を加算した額、議会日より(5月号、2月号)1部当たり単価16.5円に部数を乗じ消費税相当額を加算した額、議会日より(8月号)1部当たり単価23.0円に部数を乗じ消費税相当額を加算した額及び議会日より(対話集会概要版発行)1部当たり6.7円に部数を乗じ消費税相当額を加算した額					限度額に同じ
	3	補正前	令和8年度	広報紙印刷一部当たり単価30.8円に発行部数を乗じた額					限度額に同じ
		補正後	令和8年度	広報紙印刷一部当たり単価34.3円に発行部数を乗じた額					限度額に同じ
	4	補正前	令和8年度から令和12年度まで	576,645					576,645
		補正後	令和8年度から令和12年度まで	577,305					577,305
	5	補正前	令和8年度から令和12年度まで	547,075					547,075
		補正後	令和8年度から令和12年度まで	547,640					547,640

(単位:千円)

項 目	番 号	事 項	期 間	限 度 額	財 源			内 容	一 般 財 源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他		
債務負担行為の変更	6	補正前	令和8年度から 令和12年度まで	202,840			33,755	169,085	
		補正後	令和8年度から 令和12年度まで	203,505			33,755	169,750	
	7	補正前	令和8年度から 令和12年度まで	204,905			35,175	169,730	
		補正後	令和8年度から 令和12年度まで	205,895			35,175	170,720	
	8	補正前	令和8年度から 令和10年度まで	77,136				77,136	
		補正後	令和8年度から 令和10年度まで	77,625				77,625	
	9	補正前	令和8年度から 令和12年度まで	協定にて締結する運営費の額 (735,630千円)に、国が定める単位数 に基づき毎月算定される報酬のうち処 遇改善加算、処遇改善特定加算相当 額及びびべースアップ等加算を加えた 額	地域障害児支 援体制強化事 業費補助金の 機能強化等、 巡回支援専門 員整備分の2 分の1		国が定める単 位数に基づき 毎月算定され る報酬相当額	限度額から特 定財源を控除 した額	
		補正後	令和8年度から 令和12年度まで	協定にて締結する運営費の額 (735,745千円)に、国が定める単位数 に基づき毎月算定される報酬のうち処 遇改善加算、処遇改善特定加算相当 額及びびべースアップ等加算を加えた 額	地域障害児支 援体制強化事 業費補助金の 機能強化等、 巡回支援専門 員整備分の2 分の1		国が定める単 位数に基づき 毎月算定され る報酬相当額	限度額から特 定財源を控除 した額	
	10	補正前	令和8年度から 令和12年度まで	177,385				177,385	
		補正後	令和8年度から 令和12年度まで	177,455				177,455	

(単位:千円)

項 目	番 号	事 項		期 間	限 度 額	財 源			内 容	一 般 財 源 記
						財 源	財 源	財 源		
債務負担行為の変更	11	補正前	美濃焼ミュージアム指定管理委託	令和8年度から 令和12年度まで	178,870					178,870
		補正後		令和8年度から 令和12年度まで	179,025					179,025
	12	補正前	モザイクタイルミュージアム指定管理委託	令和8年度から 令和12年度まで	284,940					284,940
		補正後		令和8年度から 令和12年度まで	285,160					285,160
	13	補正前	産業文化センター指定管理委託	令和8年度から 令和12年度まで	400,120					400,120
		補正後		令和8年度から 令和12年度まで	400,490					400,490
	14	補正前	根本交流センター指定管理委託	令和8年度から 令和12年度まで	150,700					150,700
		補正後		令和8年度から 令和12年度まで	150,760					150,760
	15	補正前	精華交流センター指定管理委託	令和8年度から 令和12年度まで	156,195					156,195
		補正後		令和8年度から 令和12年度まで	156,285					156,285
	16	補正前	笠原交流センター指定管理委託	令和8年度から 令和12年度まで	396,460					396,460
		補正後		令和8年度から 令和12年度まで	397,105					397,105
	17	補正前	旭ヶ丘公民館指定管理委託	令和8年度から 令和12年度まで	115,090					115,090
		補正後		令和8年度から 令和12年度まで	115,165					115,165

(単位:千円)

項 目	番 号	事 項	期 間	限 度 額	財 源				内 訳
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
債務負担行為の変更 変	18	補正前	令和8年度から 令和12年度まで	114,785				114,785	
		補正後	令和8年度から 令和12年度まで	114,890				114,890	
	19	補正前	令和8年度から 令和12年度まで	123,100				123,100	
		補正後	令和8年度から 令和12年度まで	123,205				123,205	
	20	補正前	令和8年度から 令和12年度まで	120,120				120,120	
		補正後	令和8年度から 令和12年度まで	120,225				120,225	
	21	補正前	令和8年度から 令和12年度まで	128,790				128,790	
		補正後	令和8年度から 令和12年度まで	128,870				128,870	
	22	補正前	令和8年度から 令和12年度まで	631,430				631,430	
		補正後	令和8年度から 令和12年度まで	632,280				632,280	
	23	補正前	令和8年度から 令和12年度まで	746,930				746,930	
		補正後	令和8年度から 令和12年度まで	746,990				746,990	

特別会計の主な事業内容

議第138号

(単位:千円)

会 計 名	番 号	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			内 訳	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	繰 越 金	
国民健康保険事業 特別会計 (補正第2号)	1	職員人件費	人事異動等に伴う人件費の増額	458			458		
	2	一般被保険者医療給付費分	福祉医療施策に伴う国庫負担金減額相当額に対する 員補助金の増等に伴う財源更正		496		497	△ 993	
	3	普通徴収一般被保険者保険料(過誤 納)還付金(医療給付費分)	過年度還付金の見込み増に伴う償還金の増額	700					700
	4	普通徴収一般被保険者保険料(過誤 納)還付金(介護納付金分)	過年度還付金の見込み増に伴う償還金の増額	100					100
	5	普通徴収一般被保険者保険料(過誤 納)還付金(後期高齢者支援金分)	過年度還付金の見込み増に伴う償還金の増額	200					200
合 計				1,458	496		955		7

議第139号

(単位:千円)

会 計 名	番 号	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			内 訳	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	繰 越 金	
介護保険事業 特別会計 (補正第2号)	1	職員人件費	人事異動等に伴う人件費の減額	△ 1,249			△ 1,249		
	2	介護保険システム等改修関係費	介護保険システムの税制改正対応改修(令和8年4月 施行分)に伴う委託料の増額	9,295	4,647		4,648		
	3	保険料賦課徴収費	標準化システム移行により増額が見込まれる令和8年 度仮算定通知の封入等に伴う委託料の増額	269			269		
合 計				8,315	4,647		3,668		

議第140号

(単位:千円)

会 計 名	番 号	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			内 訳	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	繰 越 金	
後期高齢者医療 特別会計 (補正第2号)	1	保険料還付金	過年度還付金の見込み増に伴う償還金の増額	800			800		
合 計				800			800		

財政判断指数の見込み

財政判断指標	償還可能年数 (年)	経費硬直率 (%)	財政調整基金 充足率 (%)	経常収支比率 (%)	実態収支 (千円)
財政判断指数 (補正第3号)	6.4	75.2	24.6	91.3	△ 2,510,000
財政判断指数 (補正第2号)	6.3	74.8	24.6	91.0	△ 2,550,000
財政判断指数 (補正第1号)	6.6	75.1	21.7	91.3	△ 1,050,000
財政判断指数 (当初予算)	6.5	74.9	21.7	91.0	△ 1,080,000
財政判断指数(目標値)	7.0	74.0	15.0	90.0	—
財政判断指数(基準値)	10.0	77.0	7.5	93.0	—

議第141号 指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者の指定を行うものとする。

- 1 施設の名称 多治見市かさはら福祉センター
- 2 指定管理者の名称等 多治見市太平町2丁目39番地の1
社会福祉法人多治見市社会福祉協議会
会長 渡邊 哲郎
- 3 指定期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

選定結果

候補団体	社会福祉法人多治見市社会福祉協議会	
現在の指定管理者	社会福祉法人多治見市社会福祉協議会	
評価		
評価項目	配点	得点
1. 提案内容全体について	25	21.9
2. 提案内容について	35	30.7
3. 収支予算書について	15	13.3
4. 団体について	25	22.7
評価合計点	100	88.6
	最低基準点 60点	
非公募理由	次の理由により非公募とした（多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年規則第62号）第2条第3項第5号に該当）。 （1）現在の指定管理者の管理状況が極めて良好である。 令和4年度 85点 極めて良好 令和5年度 87点 極めて良好 令和6年度 85点 極めて良好 （2）引き続き同一の指定管理者を指定することにより、これまでの施設運営のノウハウを生かし、サービスの向上に寄与すると認められる。 （3）当該事由による選定は、1回目である。	
指定管理料	提案額（税込） （千円未満切上）	77,136千円
	債務負担額	77,136千円 （令和7年度12月補正後の額 77,625千円）

議第142号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について

岐阜県市町村会館組合が令和8年3月31日をもって解散することに伴い、事務の承継について地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）218条の2の規定による特別の定めを規約に追加する。

議第143号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について

岐阜県市町村会館組合を解散すること及び解散に伴う財産処分並びに現に共同処理する事務の承継について、次の事項に関し、他の関係地方公共団体と協議する。

- 1 解散の期日
- 2 解散に伴う財産処分
- 3 解散に伴う事務の承継等
- 4 職員の処遇等
- 5 疑義等の協議